十二　前二号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号から第七号まで又は別表第一の一の㈢の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の㈢の表において同じ。）

㈠　収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		八四九	一、五五〇	一、一一八	一六、三八九（一二、七四九）	四、四一四（二、一八〇）
設備の整備に要する経費		七一	一、四五二	二八三	九、二八二（六、六三三）	二、四八五（六六九）
合計		九二〇	三、〇〇二	一、四〇一	二五、六七一（一九、三八二）	六、八九九（二、八四九）

備考

一　八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の㈠の表備考第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

ア・イ　［略］

二　八〇〇人を超える収容定員の場合であって、専門職大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職大学特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

九　前号の規定にかかわらず、大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその収容定員の別に応じこの表若しくは第五号又は別表第一の一の㈢の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（別表第一の一の㈢の表において同じ。）

㈠　収容定員が八〇〇人（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
施設の整備に要する経費		八二七	一、五一〇	一、〇九〇	一五、九七四（一一、四二六）	四、三〇二（二、一二五）
設備の整備に要する経費		七一	一、四五四	二八三	九、二九一（六、六四〇）	二、四八七（六七〇）
合計		八九八	二、九六四	一、三七三	二五、二六五（一九、〇六六）	六、七八九（二、七九五）

備考　八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額（大学の共同学科を置く学部にあっては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額に、別表第一の一の㈠の表備考第九号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）とする。

ア・イ　［同上］

［号を加える。］